

家財保険 口座振替による保険料一括支払に関する特約

目次

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

第2条（保険料の払込み）

第3条（保険料不払の場合の保険金支払）

第4条（保険契約が失効となる場合）

第5条（継続契約の保険料）

第6条（保険料の返還または請求）

第7条（普通約款の適用除外）

第8条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）

- 1 この特約は、お客様が保険料（この特約条項が付帯された場合の保険料をいいます。以下同様とします。）を口座振替の方法により一括して払い込むことについて合意がある場合に適用します。
- 2 第1項において、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - （1） お客様の指定する口座（以下「一括払込指定口座」といいます。）が、弊社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関（以下「一括払込提携金融機関」といいます。）に、保険契約締結のときに開設されていること。
 - （2） お客様から弊社への保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日までになされていること。

第2条（保険料の払込み）

- 1 保険料の払込みは、一括払込提携金融機関ごとに弊社の定める期日（以下「一括払込期日」といいます。）に、一括払込指定口座から弊社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- 2 一括払込期日が一括払込提携金融機関の休業日に該当し、一括払込指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、一括払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 3 お客様は、保険料を保険始期日の属する月の翌月の一括払込期日に払い込まなければなりません。
- 4 継続契約の場合、お客様は、保険料を保険始期日の属する月の一括払込期日に払い込まなければなりません。

第3条（保険料不払の場合の保険金支払）

- 1 弊社は、お客様が、一括払込期日にその払込みを怠ったときは、保険金をお支払いしません。
- 2 弊社は、一括払込期日に払い込みがない場合でも、お客様が、一括払込期日の属す

る月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料を払い込んだ場合、もしくは、保険料払込猶予期間満了日の翌日以降において、当該保険料全額を支払うべき保険金の額から差し引いた場合には、保険金をお支払いします。

第4条（保険契約が失効となる場合）

- 1 保険料払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合には、保険契約は失効します。
- 2 第1項の規定による失効日は、保険料払込猶予期間満了日の翌日とします。
- 3 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。
 - (1) 家財の全部が滅失した場合
 - (2) 家財の全部を譲渡した場合

第5条（継続契約の保険料）

- 1 第1条（この特約の適用条件と保険料の払込方法）、第2条（保険料の払込み）、第3条（保険料不払の場合の保険金支払）および第4条（保険料不払の場合の保険契約の失効）の規定は、継続契約の保険料についても、これを適用します。
- 2 普通約款第23条（保険契約の継続）の規定によりこの保険契約を継続する場合においては、次に掲げる条件をいずれも満たしていなければなりません。
 - (1) 一括払込指定口座が、提携金融機関に、保険契約継続のときに開設されていること。
 - (2) お客様から弊社への保険料口座振替依頼書の提出が、継続契約の保険期間の初日までになされていること。

第6条（保険料の返還または請求）

- 1 弊社は、普通約款第9条（ご契約時の告知義務）第2項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。
- 2 弊社は、普通約款第9条（ご契約時の告知義務）第1項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 3 弊社は、普通約款第10条（ご契約後の通知義務）第3項および第4項の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。
- 4 弊社は、普通約款第10条（ご契約後の通知義務）第4項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、弊社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- 5 弊社は、お客様が第2項または第4項の追加保険料の支払いを怠った場合（弊社が、お客様に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限ります。）は、お客様に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、弊社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払

っている場合は、その返還を請求することができます。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じたときより前に発生した普通約款第3条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については、この限りではありません。

6 弊社は、普通約款第12条（保険契約が無効となる場合）第1項（1）の場合は保険料を返還しません。但し、弊社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにもかかわらず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。

7 弊社は、普通約款第12条（保険契約が無効となる場合）第1項（2）の場合は、保険料の全額を返還します。

8 弊社は、普通約款第13条（お客様による保険契約の解約）第1項の規定により、お客様が保険契約を解約したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

9 弊社は、普通約款第20条（保険契約が失効となる場合）の場合は、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

10 普通約款第14条（保険契約の取消し）の規定により、弊社がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は保険料を返還しません。

11 普通約款第15条（保険金額の調整）第1項の規定により、お客様がこの保険契約を取り消した場合には、弊社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

12 普通約款第15条（保険金額の調整）第2項の規定により、お客様が保険金額の減額を請求した場合には、弊社は、既に払い込まれた保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料から、当該保険料につき 既経過期間に対し別表1に掲げる率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

13 普通約款第16条（重大事由による解除）第1項（1）の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、保険料を返還しません。

14 普通約款第16条（重大事由による解除）第1項（2）から（4）の規定により、弊社が保険契約を解除したときは、別表1の算式および返戻率により計算した保険料を返還します。

第7条（普通約款の適用除外）

普通約款第17条（保険料の払込方法）、普通約款第18条（保険料の払込み）、普通約款第19条（保険料不払の場合の保険金支払）、普通約款第20条（保険契約が失効となる場合）、普通約款第21条（保険料の返還または請求）の規定は適用しません。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

別表 1			
算式	返還する保険料＝一括払保険料×既経過月数 に対する返戻率 既経過月数とは、保険期間の初日から解約日まで の既経過月数とします。なお、1ヶ月に満た ない場合は、切り上げて1ヶ月とし、既経過月 数に加算します。		
返戻率	既経過月 数	返戻率	
	1	85%	
	2	81%	
	3	78%	
	4	74%	
	5	70%	
	6	67%	
	7	63%	
	8	59%	
	9	56%	
	10	52%	
	11	48%	
	12	44%	
	13	41%	
	14	37%	
	15	33%	
	16	30%	
	17	26%	
	18	22%	
	19	19%	
	20	15%	
	21	11%	
	22	7%	
	23	4%	
	24	0%	